

連携中枢都市圏構想の推進に向けた 関係各省による支援策

※ 連携中枢都市圏のうち、対象が確定している都市圏（「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成26年8月25日（総行市第200号）制定、平成27年1月28日（総行市第4号）一部改正、平成28年4月1日（総行市第31号）一部改正、平成29年12月27日（総行市第77号）一部改正、平成30年8月28日（総行市第52号）一部改正、令和3年4月27日（総行市第42号）一部改正、令和4年11月14日（総行市第125号）一部改正、令和5年4月21日（総行市第56号）一部改正）に定める要件を満たす都市圏）に対する支援策を列記したもの。

内閣府

(単位:百万円)

連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	令和5年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	f	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。	採択にあたって、一定程度配慮	100,000	1／2	都道府県市区町村等
ウ-A	c	広域的保育所等利用事業	近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用等の一部を補助する。	複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用も可。	45,700の内数	1／2	市区町村

総務省

(単位:百万円)

連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	令和5年度当初予算	補助率	交付対象
ウーA	a,b,c,d,f,g,h	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	地域が抱える様々な課題(防災、セキュリティ・見守り、買物支援など)をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一体的に推進。	採択にあたって、一定程度配慮	402	1／2	地方公共団体等
ウーB	a,b,f						
ア	b,c	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。	申請内容を踏まえて検討	580の内数	10／10 3／4 2／3 1／2	都道府県、市区町村
ア	b,c	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。	優先採択の配慮	580の内数	10／10 3／4 2／3 1／2	都道府県、市区町村

連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	令和5年度当初予算	補助率	交付対象
ウーA	d	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援事業を行う自治体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、公立学校、自治体その他団体等で連携した指導・支援体制の構築等を図る。	地域の実情に応じて、公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制作りを支援する。	1,139	1／3	都道府県、指定都市、中核市
		(Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)	就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の補助を行う。	学校外において就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進する取組を支援する。		1／3	都道府県・市区町村・複数の市区町村を構成員とする協議会

連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	令和5年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	a	救急医療体制強化事業	地域の医療機関等で設置しているメディカルコントロール協議会に医師を配置し、救急医療体制を強化するための支援を行うとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても断らず受け入れる医療機関を指定し、これらの医療機関に対し、必要な支援を行う。	都道府県を通じて提出される事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討。	359	1／2 1／3	都道府県、搬送困難事例受入医療機関

連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	令和5年度当初予算	補助率	交付対象
ウーB	e	新たな交流市場の創出事業(第2のふるさと)	第2のふるさとづくり(何度も地域に通う旅、帰る旅)等の新たな旅のスタイルの推進・定着により地域活性化を図るため、継続した来訪の促進や滞在環境・移動環境等の整備に向けたモデル実証を行う。	選定において参考とする	649の内数	－	DMO・事業者・自治体等
ウーB	a	地域公共交通確保維持改善事業	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	20,692	1／2等	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)
ウーA	a,b,c,d,e,f,g,h	集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)	立地適正化計画の作成に要する経費の支援。複数市町村が連携して作成する立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針の作成に対しても支援。	事業実施の要望状況を踏まえ検討	501	1／2等	地方公共団体等

農林水産省

(単位:百万円)

連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	令和5年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-B	e	農山漁村振興交付金	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討。	9,070の内数	定額、1／2等	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等
ウ-A	h	森林整備事業	森林の有する多面的機能を発揮するために必要な間伐、路網の整備等を支援。	要望を踏まえ検討	125,249	1／2、3／10等	都道府県、市町村、森林所有者等

【連携中枢都市圏構想の3つの役割】

ア 圏域全体の経済成長のけん引	イ 高次の都市機能の集積・強化	ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上		
		A 生活機能の強化	B 結びつきやネットワークの強化	C 圏域マネジメント能力の強化
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	a 高度な医療サービスの提供	a 地域医療	a 地域公共交通	a 人材の育成(デジタル人材の育成を含む。)
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	b 介護	b デジタルインフラ整備	b 外部からの行政及び民間人材の確保(デジタル人材の確保を含む。)
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	c 高等教育・研究開発の環境整備	c 福祉	c 道路等の交通インフラの整備・維持	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 戦略的な観光施策	d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	d 教育・文化・スポーツ	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		e 土地利用	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
		f 地域振興	f その他	
		g 災害対策		
		h 環境		